告示

○法務省告示第四百二十六号

福島県河沼郡湯川村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十月十二日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、湯川村役場又は福島地方法務局若松支局に照会すること。

平成二十三年九月十二日

法務大臣　平岡　秀夫

福島県河沼郡勝常村

○外務省告示第三百十六号

平成二十三年八月二十四日にアブダビで、航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がアラブ首長国連邦政府との間に行われた。

平成二十三年九月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十八年三月三日にアブダビで署名された航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千八年十二月十五日及び十六日に東京で行われた日本国及びアラブ首長国連邦の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付されている新たな付表が日本語、アラビア語及び英語で作成された協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がアラブ首長国連邦政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月二十四日にアブダビで

アラブ首長国連邦駐在

日本国特命全権大使　渡邉達郎

アラブ首長国連邦

外務省経済・国際協力局長

ジャーシム・ムハンマド・

アル・カーシミー閣下

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―東南アジア地域内の二地点―インド亜大陸内の二地点―中間の地点（注2）―湾岸諸国内の地点―アラブ首長国連邦内の地点―以遠の地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」に業務を行うことができる。

2　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

アラブ首長国連邦内の地点―湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の二地点（注2）―中間の地点（注3）―日本国内の地点―ロサンゼルス又はサンフランシスコ（注2）

注1　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、アラブ首長国連邦内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業は、東京を含む路線においては、「インド亜大陸内の二地点」、「東南アジア地域内の二地点」及び「ロサンゼルス又はサンフランシスコ」に業務を行うことができない。

注3　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」に業務を行うことができる。

3　この付表において「湾岸諸国」とは、バーレーン王国、オマーン国及びカタール国をいう。

（アラブ首長国連邦側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、アラブ首長国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をアラブ首長国連邦政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月二十四日にアブダビで

アラブ首長国連邦

外務省経済・国際協力局長

ジャーシム・ムハンマド・

アル・カーシミー

アラブ首長国連邦駐在

日本国特命全権大使　渡邉達郎閣下

○外務省告示第三百十七号

平成二十三年八月二十五日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　橋本尚文対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

世界食糧計画側　クリスチャン・ヴァン・ニューエンヒュース西岸・ガザ事務所代表

平成二十三年九月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百十八号

平成二十三年八月二十九日にダルエスサラームで、ダルエスサラーム市交通機能向上計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルエスサラーム市交通機能向上計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中川坦在タンザニア大使

タンザニア側　ムスタファ・ムクロ財務大臣

平成二十三年九月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百十九号

平成二十三年八月二十九日にダルエスサラームで、ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中川坦在タンザニア大使

タンザニア側　ムスタファ・ムクロ財務大臣

平成二十三年九月十二日

外務大臣　玄葉光一郎